

# 高知県防災会議委員名簿

(平成24年8月13日現在)

No.	氏名	職名	備考
1	尾崎 正直	高知県知事	会長
2	御手洗 伸太郎	四国管区警察局長	指定地方行政機関
3	小倉 正展	四国財務局高知財務事務所長	
4	坂本 耕一	四国厚生支局長	
5	國弘 実	中国四国農政局長	
6	新木 雅之	四国森林管理局長	
7	成田 浩司	四国経済産業局総務企画部長	
8	上戸 亮	中国四国産業保安監督部四国支部長	
9	長山 幸彦	四国運輸局高知運輸支局長	
10	宇根 伸	大阪航空局高知空港事務所長	
11	伊藤 直美	高知海上保安部長	
12	若林 正夫	高知地方気象台長	
13	清水 良真	四国総合通信局無線通信部長	
14	櫻井 恵治	高知労働局長	
15	川崎 正彦	四国地方整備局長	
16	辰己 昌良	中国四国防衛局長	
17	石田 和成	陸上自衛隊第50普通科連隊長	
18	中澤 卓史	高知県教育長	教育長
19	加藤 晃久	高知県警察本部長	県警本部長
20	岩城 孝章	高知県副知事	知事部内職員
21	高松 清之	高知県危機管理部長	
22	藤田 美津子	高知県商工労働部副部長	
23	矢野川 慎子	高知県女性相談支援センター所長	市町村長 消防機関長
24	岡崎 誠也	高知県市長会長（高知市長）	
25	吉岡 珍正	高知県町村会長（越知町長）	
26	蒲原 利明	高知県消防長会長（高知市消防局長）	指定公共機関
27	海稻 一生	郵便事業株式会社四国支社総務部長	
28	秋山 貴之	西日本電信電話（株）高知支店長	
29	平石 達也	（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国支社高知支店長	
30	黒崎 真一郎	KDDI（株）au高知支店長	
31	野原 強	日本銀行高知支店長	
32	中村 文雄	日本赤十字社高知県支部事務局長	
33	野崎 貴典	日本放送協会高知放送局長	
34	大部 園和久	西日本高速道路株式会社四国支社高知高速道路事務所長	
35	松木 裕之	四国旅客鉄道（株）鉄道事業本部工務部長	
36	島井 和久	四国電力（株）高知支店執行役員高知支店長	指定地方公共機関
37	安永 眞澄	四国瓦斯（株）高知支店執行役員支店長	
38	小野 昌男	（社）高知県エルビーガス協会会長	
39	山本 邦義	（株）高知放送代表取締役社長	
40	竹村 修己	（株）テレビ高知代表取締役社長	
41	生駒 輔	（株）エフエム高知代表取締役社長	
42	渡辺 陽	高知さんさんテレビ（株）代表取締役社長	
43	寺田 敏春	土佐くろしお鉄道（株）代表取締役社長	
44	竹本 昭和	土佐電気鉄道（株）代表取締役社長	
45	前田 道雄	（社）高知県バス協会会長	
46	三谷 哲夫	（社）高知県トラック協会会長	
47	岡林 弘毅	（社）高知県医師会長	
48	上岡 義隆	（社福）高知県社会福祉協議会長	
49	宮崎 育子	（社）高知県看護協会会長	
50	友村 承蔵	（財）高知県消防協会副会長	
51	山中 栄広	（社）高知県建設業協会会長	
52	宮田 速雄	（株）高知新聞社代表取締役社長	

災害対策基本法第15条第5項第1号～4号の規定により、あらかじめ指定がなされている委員

災害対策基本法第15条第5項第5号の規定により、知事が指名を行う委員

災害対策基本法第15条第5項第6号～第7号の規定により、知事が任命を行う委員

「知事部内職員」、「市町村長・消防機関長」  
「指定公共機関・指定地方公共機関」については  
条例により定数33名以内

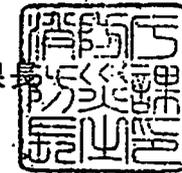
府政防第725号  
消防災第235号  
平成24年6月27日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（総括担当）



消防庁国民保護・防災部防災課長



災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号。以下「改正法」という。）の内容については、「災害対策基本法の一部を改正する法律について」（平成24年6月27日付 府政防第724号・消防災第234号）により通知したところですが、下記に、改正法の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点を示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。併せて、必要となる条例の改正又は地域防災計画の見直しなどを速やかに進められるようお願いいたします。

なお、下記中の条文番号は特に断りがない限り、改正法による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）のものです。また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 地方防災会議及び災害対策本部の見直し

(1) 改正の概要

改正前の災害対策基本法においては、地方防災会議（都道府県防災会議及び市町村防災会議をいう。以下同じ。）の所掌事務としては、地域防災計画

(都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)の作成及びその実施の推進等のほか、「災害が発生した場合に、防災に関する情報を収集すること」及び「非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること」が所掌事務とされていた。

これに対して、災害発生時、特に災害応急対策の段階では、地方防災会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも、都道府県又は市町村に設置される災害対策本部において一元的にそれらの事務を行うことが効果的であると考えられることから、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務について、見直し・明確化を行ったものである。

一方で、地方防災会議については、中央防災会議と異なり「防災に関する重要事項の審議」について所掌事務として規定されていなかったが、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、所掌事務としてこれを追加し、併せて、多様な主体の参画を図るため、学識経験者等を地方防災会議の委員に選任できることとしたものである。

## (2) 都道府県防災会議の所掌事務 (法第14条第2項関係)

### ① 防災に関する重要事項の審議の追加

現在、都道府県防災会議の所掌事務とされている都道府県地域防災計画の作成及びその実施の推進のみならず、都道府県知事の諮問に応じ、地域ごとの特性に応じた防災に関する取組を幅広く都道府県防災会議において議論することを明確化したものである。

### ② 緊急措置に関する計画の作成・実施推進の削除

都道府県地域防災計画には関係各機関が実施する災害応急対策が具体的に定められており、災害応急対策の実施は主に各都道府県に設置される都道府県災害対策本部において実施されている。それらを踏まえ、迅速な災害応急対策を行うため、非常災害に際して、都道府県防災会議が別途の計画を作成することとはせず、災害応急対策の実施を都道府県災害対策本部に一元化したものである。(5)も参照のこと。

### ③ その他

災害が発生した際において、当該災害の規模・被害の態様等に照らして必要があると認められるときは、都道府県災害対策本部に加えて別に都道府県防災会議を開催することを妨げるものではないことに留意されたい。

## (3) 都道府県防災会議の委員構成 (法第15条第5項関係)

① 都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を新たに加えることにより、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするものである。

「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどのNPOや、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している。

② なお、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進については、既に各都道府県防災主管部長宛に通知（平成24年5月8日付府政防第535号・消防災第181号）しているところであり、引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努められたい。

(4) 市町村防災会議の所掌事務及び委員構成（法第16条関係）

都道府県防災会議の改正趣旨を踏まえ、市町村防災会議の設置目的に「市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議する」ことを加えた。そのほか、市町村防災会議の組織及び所掌事務については、都道府県防災会議の例に準じて各市町村の条例で定めることとされており、都道府県防災会議に係る改正の内容（上記（1）～（3）を参照）に準じて、必要な検討を行った上で、できる限り速やかに条例の改正等を行う必要がある。（（7）を参照。）

(5) 都道府県災害対策本部（法第23条関係）

① 法第23条第4項は、都道府県災害対策本部が行う事務の内容として、「災害に関する情報を収集すること」、「災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること」及び「災害予防及び災害応急対策に関し、・・・連絡調整を図ること」を明示的に規定したものである。これらの事務は、従来から都道府県災害対策本部において行われてきたものと考えられるが、（1）で示した地方防災会議と災害対策本部との所掌の見直し・明確化の観点から、新たに規定したものである。

なお、「災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針」とは、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、災害予防及び災害応急対策としてとるべき対策の優先順位、対策をとるべき実施地域及び人的・物的資源の配分などに係る基本的な考え方のことを意味している。

② 法第23条第7項の都道府県災害対策本部長の必要な協力の求めは、これまでは、地域防災計画等に基づいて行われていたものと考えられるが、地方防災会議と災害対策本部との所掌事務の見直しにより、災害発生時における関係機関間の連絡調整の事務が、都道府県災害対策本部の事務として規定されたことに伴い、新たに「資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる」として明文化したものである。協力を求めることができる相手方としては、都道府県の防災会議を構成している各種機関のほかに、多様な主体の防災対策への参画を推進

# 一般対策編における主な修正ポイントの概要

## 1 住民の避難行動に繋げる情報伝達・提供手段の充実

- ◇ 他県や過去の災害等を踏まえ、実効性のある住民の避難行動に繋げるための情報伝達、情報提供体制の充実を図る。
  - ・ 災害発生の危険性を住民に的確に伝えるため、警報等の伝達内容を工夫する。
  - ・ 災害発生の危険性の切迫度に応じて、避難勧告等の伝達文の内容を工夫する。
  - ・ 避難勧告等の情報が住民に確実に伝わるよう、防災行政無線の他、携帯電話（緊急速報メール）、IP告知システムなど多様な手段による情報伝達体制を整備する。
  - ・ 住民の自主的な避難行動を促すため、インターネット等を通じ、雨量や河川水位等の情報を、分かりやすく住民に提供する仕組みを構築する。

## 2 避難場所における生活環境改善や女性ニーズへの配慮

- ◇ 東日本大震災における課題を踏まえ、避難場所における生活環境の改善や女性、子育て世代、災害時要援護者に配慮した対応の充実を図る。
  - ・ 避難の長期化の場合、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
  - ・ 避難場所の運営における女性の参画を推進し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

## 3 男女双方の視点による防災の推進、多様な世代の参加による地域防災力の強化

- ◇ 男女双方の視点に配慮した防災を進めるとともに、多様な世代の参加による地域防災力の強化を図る。
  - ・ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大する。
  - ・ 自主防災組織に多様な世代が参加できるよう、環境の整備を推進する。